

こんにちは！ 日本共産党の **好きです！憲法9条**

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2014年5月10日 No.244

〒319-1112

東海村村松2401-2

toukai@oona-mieko.info

電話・ファックス 029-284-0761



JCO東海事業所の会議室にて（4月28日）

JCO東海事業所の現状を伺いました

JCO東海事業所が、自社保管していた放射性廃液等を焼却し減容を図るという計画について、「民家のすぐそばで放射性廃液の焼却はやめてほしい」と多くの住民が反対する中、JCOは昨年、主に350メートル以内の自治会住民を対象に事業計画の説明会を開いて、今年1月着工していました。日本

共産党東海村委員会と村内の市民団体は、4月28日、JCO東海事業所を訪れ、工事の進捗状況を伺いました。

JCOの主な説明 今年1月6日、第1管理棟2部屋を焼却炉の建家とするため、室内にある物の撤去工事を開始。床・壁の養生を行い、6月いっぱい完了予定。住民の安全・安心のために、第三者会議をつくる。JCOを囲む4自治会から1～2名、原子力機構の専門家2名、リスクコミュニケーションから1名、村議2名で構成。名前が出たら依頼状を渡す。第三者会議は、焼却目的物を確認し、排気・水に異常無しを確認する会議。安全のお墨付きをもらうことは考えていない。年2回、村も参加して会議を開く。7～8月に焼却炉を設置予定。焼却炉は製作中で、メーカーは、炉とバーナーは別々。出来上がった頃にはメーカーについて発表できる。焼却施設ができたなら、焼却確認を業者が類似炉で行う。実物炉を設置後の試運転を行う。第三者会議には、試運転データをもとに確認してもらう。外気にもれないよう空間線量測定を、定点を決めて住民に行ってもらおう。測定器は村保有のホリバのラディを使用。その際、平常時のバッググラウンド把握をしておく。モニタリングポストを東西南北4ヶ所に設置。排気は、フェバフィルター2段で濾過する。運転は昼のみ運転員3名で行う。これが変更あるときは説明する。従事者の教育は年4回ほど。

訪問者の意見 第三者会議に、周辺以外の村民を新たに追加することはできるか。

JCOの回答 基準をどうするか難しく、近い人が影響を受けやすいと考え近隣の住民に入ってもらいたい。

原子力問題調査特別委員会が5月14日開かれることに

議会原特委は、4月30日に東海第二原発の適合性審査申請内容と、原電の原子力損害賠償に関する考え方の説明を原電から受けることになっていました。しかし、30日の時点で、まだ申請が済んでいないことと、説明は県議会を優先させることを理由に、説明を拒否しました。しかも、関連性があるとして、賠償問題についても同時に説明をしないと、後の日程は未定。いずれにしても説明は、申請後になるとされ、委員会は期日未定の延期とされました。

委員会では、申請後ではなく、原電が自治体に説明している内容と同じ説明を受けようということでした。なぜ原電が2案件とも説明を拒否したのか、なぜ期日未定の延期なのか等、委員会として確認すべきでないかとの意見をもつ委員が私たち党村議団はじめ数名いたことも背景となり、5月14日の全員協議会終了後、①経過説明 ②請願審査の方向について、の2つの議題で委員会が開かれることになりました。

今後、委員会として原電に抗議したり、村長に原電に説明責任を求め指導を申し入れるべきと考えます。

村内3団体で、村長に申し入れ

・申請前の説明を議会と住民にするよう現電に要請してください

・安全審査は、認めないでください

村長：村民の命とらしを守りきる意思にブレることはない



山田村長は、「新基準への適合性審査（安全審査）申請は、仮に再稼働問題抜きにしてもやったほうが良いと考える。少なくとも防潮堤はあった方が良いと考えるが、防砂林の解除は困るとも考える」など述べました。また、「首長懇は、原電に、議会と住民への情報提供を求めた」と、述べるにとどまり、原電に事前説明を求めることについては明確な意思表示はありませんでした。



5月1日、申し入れ団体を代表して山田村長に申し入れ書を手渡す新日本婦人の会代表の方（村長室で）

趣旨は、「県民の不安を取り除くため再稼働しないことが地域貢献につながる」とし、新規制基準の適合性審査申請に反対するというものです。また、事前に届けておいた4点の質問について、回答を口頭でいただきました。原電の説明は、次のようでした。

原電本社に再稼働断念を 求める申し入れ

申し入れは、大門実紀史党参議院議員が紹介となって実現しました。茨城県内から36名が参加し、原電からは、島守哲哉総務室長と林和彦総務グループマネージャーが出席しました。申し入れの

島守哲哉室長

1. 住民の感覚や理性に耳を傾ける大切なことは、重要と認識し、情報提供しているし、今後もしていく。
2. 議会や住民への申請前の説明は、ありうるとも考えるが、関係者とよく調整したい。
3. 日本原電の適合性審査申請の中に、再稼働が前提でなければ不要な炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策が含まれているとの指摘に対し、規制委員会にフルパッケージで評価してもらいたいと考えるためであり、申請と再稼働は直結しない。⇒この点は平行線
4. 避難計画ができる前に、再稼働はありえない。
5. 東海第二原発は、東日本大震災による被災原発とは考えていない。⇒県民の常識とは大きくかけ離れている。



東海第二原発の再稼働阻止・廃炉をめざす県民センターとともに、申し入れる党村議団（5月7日参議院会館で）

村議団は、「適合性審査申請前の説明を議会に行うこと、原子力損害賠償問題については、請願の審査上のものなので30日に説明すべきだった。開催時期未定の委員会にと決めるのではなく、これからでも直ちに説明をすべきだ」など、述べました。

どう思いますか？ 村の考え方

村：消費税が8%になったことを機に村内公共施設の使用料金を見直す

見直しについては役場庁内での検討とされ、すでにスタートしているようです。しかし、来年消費税が10%になるかもしれないということもあり、具体的な値上げ幅などについては来年を待つことになるかもしれないとのことです。国の悪政の暴走から、村民を守るためには、使用料引き上げはやめるべきです。

村：介護保険法「改正」に伴い、利用料1割への村補助70%を、見直す

国は介護保険をまた改悪しました。利用料は所得により2割負担の方もです。これに伴い村はこれまで在宅サービス利用者への1割中70%助成を独自に行ってききましたが中止の方向で見直すと言います。村独自の村民生活応援の優れた施策を、国に合わせ次々と改悪、中止の方向を採るのはやめるべきです。